

地方自治法第百九十九條第二項による昭和二十四年度定期監査結果を左の通り公表する
昭和二十四年十一月十四日

大分市監査委員 河野 春馬

税務課事務監査(十
月二十日執行)

一、徵收係の強化と現行の市稅徵收額は調定に對しておらず、四十三%となつてお

るがそれでは取扱つておる正直者は馬鹿であると云う感

る影響するところ大

なるものがあると思

る

記

猪原 健市

大分市監査委員

河野 春馬

大分市監査公表 第十九號

二、滞納整理事務

三、賦稅檢舉

四、市民稅の賦課に當り

五、例規書類の整備

六、課員の教養

七、官公廳の皆様の御相談に應じます

八、家具は大丸え

九、月賦販賣

十、大丸家貝店

十一、お年玉

十二、葉書賣出

十三、大丸

十四、家貝

十五、店

十六、佐藤炭屋

十七、佐藤利喜太

十八、大分市西大分電停前

十九、電話四四八番

二十、店主佐藤利喜太

二十一、電話六三二一一番

二十二、中島四條通二丁目

二十三、電話一四〇五番

二十四、新中島

二十五、印覽回

二十六、一應早く回覽して最後の家から又よく見れられて回覽して下さい

二十七、大分市報

二十八、大分市報

二十九、大分市報

三十、大分市報

三十一、大分市報

三十二、大分市報

三十三、大分市報

三十四、大分市報

三十五、大分市報

三十六、大分市報

三十七、大分市報

三十八、大分市報

三十九、大分市報

四十、大分市報

四十一、大分市報

四十二、大分市報

四十三、大分市報

四十四、大分市報

四十五、大分市報

四十六、大分市報

四十七、大分市報

四十八、大分市報

四十九、大分市報

五十、大分市報

五十一、大分市報

五十二、大分市報

五十三、大分市報

五十四、大分市報

五十五、大分市報

五十六、大分市報

五十七、大分市報

五十八、大分市報

五十九、大分市報

六十、大分市報

六十ー、大分市報

